

## 北海道営工業用水道供給規程

昭和 42 年9月 20 日  
企業管理規程第7号

改正 昭和 63 年 12 月 27 日企業管理 平成元年3月 31 日企業管理規程  
規程第 11 号 第3号  
平成元年5月8日企業管理規程第 平成9年4月3日企業管理規程第  
10 号 2号  
平成 11 年3月 26 日企業管理規 平成 26 年3月 28 日企業管理規  
程第1号 程第1号  
平成 31 年3月 15 日企業管理規  
程第3号

北海道営工業用水道供給規程を次のように定める。

北海道営工業用水道供給規程

(趣旨)

第1条 北海道営工業用水道による工業用水の供給については、法令、条例その他に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給水量の最小限度)

第2条 1給水先当たりの給水量が予定使用水量(1日における最大の1時間当たりの使用予定水量に 24 を乗じて得た水量をいう。)100 立方メートル未満である場合には、工業用水を供給しない。ただし、管理者が特に給水する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(用途の制限)

第3条 工業用水の供給を受ける者(以下「使用者」という。)は、供給を受けた工業用水を工業用以外の用途に使用してはならない。ただし、消防用に使用する場合は、この限りでない。

(基本使用の申込み)

第4条 工業用水道を使用しようとする者は、基本使用申込書(別記第1号様式)により申し込まなければならない。

(基本使用の決定等)

第5条 管理者は、前条の申込みを受けたときは、給水すべきかどうかを決定し、給水すべきものと決定した場合には基本使用決定通知書(別記第2号様式)により1日における最大の1時間当たりの使用水量に 24 を乗じて得た1日当たりの使用水量(以下

「基本使用水量」という。)とともにその旨を、給水しないことと決定した場合にはその旨を当該申込者に通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第6条 前2条の規定は、基本使用水量の変更について準用する。この場合において、第4条中「基本使用申込書(別記第1号様式)」とあるのは「基本使用変更申込書(別記第3号様式)」と、前条中「基本使用決定通知書(別記第2号様式)」とあるのは「基本使用変更決定通知書(別記第4号様式)」と読みかえる。

(特定使用の決定等)

第7条 使用者は、基本使用水量を変更しないで一定の期間基本使用水量を超える給水を受けようとする場合は、特定使用申込書(別記第5号様式)により申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを受けたときは、当該申込みに係る工業用水につき給水すべきかどうかを決定し、給水すべきものと決定した場合には特定使用決定通知書(別記第6号様式)により1日における最大の1時間当たりの使用水量に24を乗じて得た1日当たりの全使用水量から基本使用水量を控除した使用水量(以下「特定使用水量」という。)及びその給水期間とともにその旨を、給水しないことと決定した場合にはその旨を当該申込者に通知するものとする。

(流末施設の構造)

第8条 使用者が給水を受けるために設置する給水管及びこれに直結する給水用具(以下「流末施設」という。)は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 逆流によって工業用水が汚染するおそれがないものであること。
- (2) 配水管の水圧に影響を及ぼすようなポンプ等を連結させないこと。

(流末施設の新設等)

第9条 使用者は、流末施設を新設し、増設し、改造し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ流末施設新設(増設、改造、撤去)届(別記第7号様式)により届け出なければならない。

(流末施設の調査)

第10条 管理者は、工業用水道の管理上必要と認めるときは、その職員に流末施設を調査させるものとする。

2 前項の調査に従事する職員は、身分証明書(別記第8号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水の制限又は停止)

第11条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、給水を制限し、又は停止することができる。

- (1) 災害による工業用水道施設の損壊
- (2) 工業用水道施設に係る工事の施工

(3) 使用者がこの規程に違反した場合

(4) その他やむを得ない理由がある場合

2 管理者は、前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその期間及び原因を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の給水の制限又は停止により使用者に損害を生ずることがあっても、道は、その責任を負わない。

(適正使用の原則)

第12条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。

2 管理者は、給水の適正をはかるため必要があると認めるときは、使用者に対し使用方法の改善を求めることができる。

(使用休止等の届出)

第13条 使用者は、工業用水道の使用を6箇月以上の期間にわたり休止しようとするときは、あらかじめ工業用水道使用休止届(別記第9号様式)により、管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、工業用水道の使用を廃止しようとするときは、工業用水道使用廃止届(別記第10号様式)により廃止しようとする日の30日前までに、管理者に届け出なければならない。

(使用水量の決定)

第14条 管理者は、毎月20日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日、前条の届出があった場合は当該休止又は廃止の日)に水量メーターにより使用水量を確認し、使用水量通知書(別記第11号様式)により使用者に通知する。ただし、水量メーターの故障により使用水量を確認できない場合は、管理者が使用水量を決定する。

(水量メーターの検査)

第15条 使用者は、管理者が設置した水量メーターに異状があると認めるときは、水量メーター検査請求書(別記第12号様式)により管理者に対し水量メーターの検査を請求することができる。

2 管理者は、使用者が設置した水量メーターに異状があると認めるときは、水量メーター修繕等指示書(別記第16号様式)により、使用者に対し、当該水量メーターの修理又は取替えを指示することができる。

3 使用者は、前項の指示を受けたときは、水量メーターの修理又は取替えをしなければならない。

4 前項による水量メーターの修理又は取替えに要する費用は、使用者の負担とする。

(氏名等の変更)

第 16 条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、氏名等変更届(別記第 13 号様式)により、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(使用者の地位の承継)

第 17 条 相続又は合併により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が使用者の地位を承継したときは、承継届(別記第 14 号様式)により、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(水質)

第 18 条 工業用水の水質基準は、次のとおりとする。

項目	基準
水温	摂氏 25 度以下
濁度	15 度以下
水素イオン濃度	PH6.0 以上 8.0 以下

(水圧)

第 19 条 配水管末における最低水圧は、原則として1平方センチメートルにつき 0.5 キログラム以上とする。

(使用月の始期及び終期)

第 20 条 北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例(昭和 42 年北海道条例第 31 号。以下「条例」という。)第2条に規定する使用月の始期は第 14 条の規定により確認した日とし、終期は次回に確認した日の前日とする。

(水量メーター使用料の額)

第 21 条 条例第2条第3項の規定による水量メーター使用料の額は、次の表に定める金額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

口径	単位	金額
75 ミリメートル以下	1 個	6,600 円
76 ミリメートル以上 400 ミリメートル未満	1 個	6,700 円
400 ミリメートル以上 500 ミリメートル未満	1 個	6,800 円
500 ミリメートル以上 700 ミリメートル未満	1 個	7,000 円

700 ミリメートル以上	1 個	8,100 円
--------------	-----	---------

(料金等の徴収方法)

第 22 条 条例第 4 条の規定による料金及び分担金の徴収方法は、管理者の発行する納入通知書によるものとする。

(料金の減免)

第 23 条 条例第 5 条の規定により、料金の減免を受けようとする使用者は、料金減免申請書(別記第 15 号様式)により申請しなければならない。

(書類の経由)

第 24 条 この規程に基づき管理者に提出する書類は、工業用水道管理事務所を経由して提出しなければならない。

## 附 則

この規程は、昭和 42 年 9 月 20 日から施行する。ただし、第 20 条から第 23 条までの規定は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 12 月 27 日企業管理規程第 11 号)

- 1 この規程は、昭和 63 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に交付されているこの規程による改正前の様式による証明書は、この規程による改正後の様式による証明書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成元年 3 月 31 日企業管理規程第 3 号)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 8 日企業管理規程第 10 号)

この規程は、平成元年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 3 日企業管理規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している工業用水の使用で、施行日から平成 9 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第 21 条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日企業管理規程第 1 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日企業管理規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間にその額が確定するものについては、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日企業管理規程第 3 号)

1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、同日から平成 31 年 10 月 31 日までの間にその額が確定するものについては、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。